

仮想通貨に対する強制執行について ビットコイン を中心として

著者	清水 宏
著者別名	Hiroshi SHIMIZU
雑誌名	東洋法学
巻	62
号	2
ページ	107-126
発行年	2018-12
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00010275/

《 論 説 》

仮想通貨に対する強制執行について

—ビットコインを中心として—

清水 宏

I. はじめに

最近、キャッシュレス社会の実現という点で、日本は世界から遅れている旨の報道がなされている。現金主義にはある種の堅実さがあり、無条件にキャッシュレス化を推進すべしというつもりはない。しかし、Amazon.comでのそれに代表されるように電子商取引の占める割合が多く分野で高まっている現状に照らせば、決済のキャッシュレス化は今後もさらに進展することはあっても、後退することなど考えにくいのが現状である。

こうしたキャッシュレスな決済手段として、手形・小切手、クレジットカード、プリペイドカード、デビット・カード、あるいは、電子マネーなどが存在しているが、近時、いわゆる仮想通貨が脚光を浴びている。仮想通貨については後述するように多種多様なものが存在するため正確な定義づけが難しいものの、まずはおおまかに、「国家の裏付けがなく、ネットワークを通じて流通する決済手段」⁽¹⁾であるということが出来る。このように仮想通貨は本来決済手段としての役割が期待されるべき存在⁽²⁾ではあるが、今のところ、むしろ投資あるいは投機の対象としてとらえられがちである。加えて、仮想通貨交換所に対するハッキングによる流出事件⁽³⁾もあり、取引熱も一服している感がないで

(1) 岡田仁志・高橋郁夫・山崎重一郎『仮想通貨 技術・法律・制度』（東洋経済新報社、2015年）3頁。

(2) 日本で仮想通貨に関する定めを置いた最初の法律のひとつが2016年に改正された資金決済に関する法律（以下、資金決済法とする。）である。

はない。しかしながら、仮想通貨の取引量全体はここ2、3年で数十倍に膨れ上がっており、また、仮想通貨と同じような技術を利用したトークン⁽⁴⁾が発行され、これもまた投資の対象となるなど、質および量の面で大きく状況が変わってきていると指摘されている⁽⁵⁾。

こうした仮想通貨は、電子的技術に加えて金融手段の飛躍的な発展⁽⁶⁾に伴い目まぐるしく変化しており、法制度としてこれをキャッチアップすることが非常に難しい分野であるといえる。そうした中で、仮想通貨に関しては決済手段あるいは金融商品的な存在であることから金融法的な側面での問題が、また、電子的な存在であることから、情報法的な側面での問題が、と多様な側面からの解決すべき課題が提示されており、その課題の一つとして、仮想通貨に対する強制執行の問題がある。すなわち、たとえば仮想通貨を決済手段または取引の対象として行われる取引において、債務不履行が生じた場合、損害賠償請求権を執行債権とする強制執行手続に発展することがありうる。そうした場合、金銭執行の第一段階として仮想通貨に対する差押えを行うことになるが、その名の通り「仮想」的な、あるいは電子的存在である仮想通貨をいかにして差し押さえるかという問題が生じる。これについては、裁判所が仮想通貨口座の仮想通貨の差押命令を出したにもかかわらず、仮想通貨交換業者が口座の凍結が技術的に困難であり、二重払いの危険を回避できない恐れがあるとして対応せず、強制執行が困難となる事例が発生している⁽⁷⁾。これに対して、刑事事

(3) 日本における仮想通貨の流出事件として注目を浴びた Mt. Gox 社の倒産事件に関しては、たとえば、岡田・高橋・山崎前掲注1・215-219頁、森下哲朗「Fin Teck 時代における金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎・藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣、2017年）786-787頁、798-803頁などがある。

(4) クラウド・ファンディングを含めた資金調達に際して、仮想通貨のもつ既存のブロックチェーン技術上で発行されるもので、厳密には仮想通貨そのものではない。

(5) 森下哲朗「仮想通貨をめぐる法的課題」金法2084号6頁。

(6) 金融の面での展開について、森下前掲注3・771-786頁。

(7) 日本経済新聞2018年6月13日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO31708460T10C18A6CC1000/> (2018年10月18日現在)。また、本件差押命令に関しては、藤井裕子「仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押え」金法2079号6頁、9頁参照。

件においては、駐車違反金を滞納した者に対して警察が違反金の一部に相当する仮想通貨の差押えを行っている⁽⁸⁾。もちろん、民事事件における強制執行と、刑事事件における押収の手続は別個のものであり、単純に比較するわけにはいかない。しかしながら、民事事件において強制執行手続における差押えができないとなれば、強制執行を逃れるために資産を仮想通貨にするという法の抜け道が生じることとなり、ひいては民事裁判手続の実効性を損なうことにつながりかねない。

そこで、本稿では、仮想通貨を対象とする強制執行の可能性およびそのあり方を検討するとともに、併せて今後の展望について検討を行うものである。なお、仮想通貨には、上述の通り多様なものがあるため、比較的有名な仮想通貨であるビットコインを中心として、論じることとする。

II. 仮想通貨の意義およびシステム

1. 仮想通貨の意義

仮想通貨とは、上述のように、「国家の裏付けがなく、ネットワークを通じて流通する決済手段」であることとらえることができる。もっとも、資金決済法⁽⁹⁾ 2条5項では、その1号で「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」、そし

(8) 日本経済新聞2018年7月12日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO32902050S8A710C1AC1000/> (2018年10月18日現在)。

(9) 資金決済法に関しては、湯山壮一郎・中村香織・井町大慧・波多野恵亮・笠原基和・本間晶・鈴木善計・富永剛晴・関谷康太「情報通信技術の進展等の環境の変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要」金法2047号70-72頁、藤武寛之「FinTech法の概要」LIBRA17巻4号4-7頁、本多正樹「仮想通貨に関する規制・監督について—改正資金決済法を中心に—」金法2047号30-39頁などがある。

て、2号で「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と、2つの類型に分けて定義づけている。

このうち、1号に規定する仮想通貨に関しては、①不特定の者に対する代価の弁済に使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できること、②電子的に記録され、移転できること、③法定通貨または法定通貨建ての資産ではないこと、の3つの要素に分類することができる⁽¹⁰⁾。①については、SuicaやEdyなど同じく電子的な存在である資金決済法上の「前払式支払手段」との区別を明らかにするものであるということが出来る。すなわち、資金決済法3条1項1号によれば、前払式支払手段とは、「その発行する者又は当該発行する者が指定する者」との間で物品を購入し、役務の提供を受ける場合の代価の弁済のために使用することができるものとされ、当該前払式支払手段の発行者、または発行者との間で契約を締結した特定の者との間でのみ決済手段として利用されることが想定されている。これに対して、仮想通貨は、「不特定の者」が発行者等との契約をすることもなく利用できる点で両者の相違を明らかにしているのである⁽¹¹⁾。また、②については、仮想通貨がコンピューターを利用して記録や移転⁽¹²⁾のできる電子的な存在であることを明らかにしている⁽¹³⁾。さらに③については、法定通貨そのものや預金債権等が仮想通貨に該当しないことを明確化したものである⁽¹⁴⁾。これは、法定通貨とは異なる独自の単位を利用しているものであることを明らかに

(10) 湯山ほか是前掲注9・70頁、藤武前掲注9・5頁参照。

(11) 藤武前掲注9・5-6頁、森下前掲注3・792頁、本田前掲注9・36頁。なお、仮想通貨にはビットコインのように発行者すら存在しないものもある。

(12) 本多前掲注9・35頁は、財産的価値が移転された者によって受け入れられることは、その価値が客観的に金銭に換算できるような性質であることにつながるとして、移転可能であることが重要であると指摘している。

(13) 藤武前掲注9・6頁。なお、森下前掲注3・792頁は、電子的方法で電子器機等に記録されていれば、1つのコンピューターに記録されていても、ブロックチェーンに記録されていても構わない技術中立的な表現が採用されていると指摘している。

(14) 藤武前掲注9・6頁。

し⁽¹⁵⁾、預金債権、電子債権、電子的な公社債等を除外する趣旨のものである⁽¹⁶⁾。

さらに、2号に定める仮想通貨については、上記①を充たさない場合であっても⁽¹⁷⁾、不特定の者との間で1号に定める仮想通貨と交換できるものを仮想通貨とする趣旨である⁽¹⁸⁾。

このように、資金決済法では2条5項1号によって他の決済手段との相違⁽¹⁹⁾を明確にしつつ、2号により、仮想通貨交換業者に対する規制という観点からの対象設定を行っている。その上で、代表的な仮想通貨のひとつであるビットコインについていえば、物品の購入等における代価の弁済のために不特定の者との間で利用されており、ブロックチェーン技術を利用して電子的に記録され、移転されており、さらには、法定通貨および法定通貨建資産でもないことから、まさに仮想通貨であるということが出来る⁽²⁰⁾。

2. 仮想通貨の法的性質

(1) 仮想通貨のシステム：ビットコインを例に

こうした仮想通貨に対する強制執行手続としての差押えを考える上で、一般に金銭執行手続においては差押え対象となる財産の種類によって手続が異なるため、仮想通貨の法的性質を検討する必要がある。この点、上述した資金決済法2条5項1号では「財産的価値」という表現を用いていることから債権その他の財産権であるとする事が考えられる。しかしながら、資金決済法は仮想

(15) 本多前掲注9・36頁。なお、同書では独自の単位を利用しているも、法定通貨と完全にリンクしているものは除外するべきであるとしている。

(16) 森下前掲注3・793頁。

(17) 物品やサービスの購入に利用できないことを意味する。森下前掲注3・793頁。

(18) たとえば、法定通貨では売買されていないが、別の仮想通貨建てで売買がされているものを仮想通貨に準じるものとして規制対象に含めるのが合理的であるとの考慮によるものである。本多前掲注9・36頁。

(19) 仮想通貨を含めた代表的な決済手段の相違をまとめたものとして、伊藤亜紀「決済分野の「FinTech」をめぐる規制法体系と契約実務における課題」NBL1073号27頁参照。

(20) 本多前掲注33-34頁、武内斉史「仮想通貨（ビットコイン）の法的性格」NBL1083号12頁。

通貨交換業者に対する公法的な規制をすることを目的としたものであって、仮想通貨の私法上の位置づけを明らかにしたものではない⁽²¹⁾。そのため、仮想通貨のシステム⁽²²⁾を検討したうえで、内容に即して仮想通貨の私法上の性質を考えざるを得ない。もっとも、多種多様な仮想通貨をすべて検討して分析することは筆者の能力を遥かに超えるものであるため、代表的な仮想通貨のひとつであるビットコインをとりあげて、そのシステムの特徴を紹介することとする。

①ブロックチェーン（分散型台帳）の利用⁽²³⁾

ビットコインの特徴としては、いわゆる電子マネーとは異なり、システムを中央で管理することになるような特定の発行者等が存在しない点にある⁽²⁴⁾。では、どのようにしてビットコインが生じ、取引に供されるのであろうか。その鍵となるのがブロックチェーンと呼ばれる技術である。これは、一定期間に生じた取引をまとめたもの（ブロック）をチェーン状につなげて不可逆的に記録した、過去のすべての取引記録を含む取引台帳（ブロックチェーン）を、ブロックチェーン・ネットワークの各参加者が共有し、利用するという仕組みであって、ビットコインのために産み出された技術である。そして、このビットコイン・ネットワークには誰でも参加できるようになっている⁽²⁵⁾。

②ビットコイン取引への参加

ビットコインのブロックチェーンを分散台帳として利用する者は、ビットコイン取引に際してブロックチェーン・ネットワーク上にビットコインの取引情

(21) 片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA17号4巻12頁、武内前掲注20・15頁、末廣裕亮「仮想通貨—私法上の取扱いについて」ビジネス法務2016年12月号73頁など。

(22) 近時の仮想通貨を詳細に分類・整理したものとして、長野聡「仮想通貨と通貨をめぐる法制的規制の一試論（上）」金法34-45頁。

(23) ブロックチェーン技術については、岡田・高橋・山崎前掲注1・31-75頁、本多前掲注3・33-34頁、武内前掲注20・10-13頁、野口香織「ブロックチェーンと地域通貨の活用」金法2055号14-18頁、ブロックチェーンに関する法と技術委員会「ブロックチェーンの可能性と課題—法と技術の対話—」金法2076号6-10頁など。

(24) 武内前掲注20・11頁、本多前掲注9・33頁、小林信明「仮想通貨（ビットコイン）の取引所が破産した場合の顧客の預け財産の取扱い」金法2047号40頁など。

(25) こうしたオープンなブロックチェーンをパブリック型という。野口前掲注25・15-16頁。

報を発信する（ブロードキャスト）。これによってビットコインの取引情報がブロックチェーン・ネットワークを通じてブロックチェーン・ネットワークの参加者（ノード）全員に共有される。すなわち、ビットコイン・ネットワークの参加者の一人によって、「あるビットコイン・アドレスから別のアドレスへ一定数のビットコインを振り替える旨の記録をブロックチェーンに新たに追加する」旨の要請（トランザクション・データ）が一定のネットワークの参加者に送信される⁽²⁶⁾。

③暗号鍵の利用

その際に、トランザクション・データを送信する参加者は、データの改ざんや仮想通貨の二重使用を防止するために、秘密鍵および公開鍵という暗号情報を利用する。この秘密鍵および公開鍵は対になっていて、ビットコイン・ウォレットと呼ばれるソフトウェアをインストールすることで設定される。

公開鍵からは、一定の計算方法が使用されてビットコイン・アドレス⁽²⁷⁾が作成される⁽²⁸⁾。また、秘密鍵からは電子署名が作成される。この電子署名は、ネットワークで送信された情報が正しいものであることを証明する仕組みであり、これによってなりすましや取引情報の改ざん防止が図られている。もっとも、この電子署名は当該ビットコインとビットコイン・アドレスの関係を明らかにするものにすぎず、署名者がビットコインの所有者であることを証明するものではない。

電子署名の作成に際しては、対象となる電子文書を暗号学的ハッシュ関数という入力した数から出力した数が予見不可能になる関数が利用される。すなわ

(26) この送信を受ける者は、すべてのビットコイン・ネットワークの参加者から無作為に抽出され、ビットコインの直接の取引相手でなくてもよい。したがって、移転元のビットコイン・アドレスを管理する者と移転先のアドレスを管理する者との間において、取引データのやり取りが行われなくとも、ビットコインの移転ができるようになっている。武内前掲注20・12頁。

(27) ビットコイン・アドレスとは、数字とアルファベットの羅列で形成される識別情報であり、銀行口座の口座番号に近い役割を果たしている。武内前掲注20・11頁。

(28) したがって、公開鍵の計算方法を使用することで、トランザクション・データのビットコイン・アドレスを確認することが可能となっている。岡田・高橋・山崎前掲注1・65-66頁。

ち、この関数を利用して、ハッシュ値と呼ばれる出力数を計算し、さらにそのハッシュ値に対して秘密鍵を使った計算が行われる。この計算結果が電子署名となる⁽²⁹⁾。

公開鍵は、後述するトランザクション・データの検証に際して用いられるため、ビットコイン・ネットワークの参加者に対して「公開」される。これに対して、秘密鍵はビットコインの保有者がその移転等を行う際に必要となる電子署名の作成に使用するパスワードのようなものであり、「秘密」にしておくべきものである。

そして、トランザクション・データを送信する者は、取引記録のハッシュ値、送信者の電子署名、送信者の公開鍵をセットにして送信することになる。

③トランザクション・データの検証

トランザクション・データの送信を受けた参加者は、電子署名を確認し、当該取引を含むブロックを作成する。その際に、整合性を保つために、特定の合意形成方法が用いられる。すなわち、受信したトランザクション・データが移転元のビットコイン・アドレスの秘密鍵を用いて作成されたものか、および、移転対象のビットコイン数が、移転元のアドレスに関して過去にブロックチェーン上で記録された全取引を差し引き計算した数値以下であることを確認する（プルーフ・オブ・ワーク）⁽³⁰⁾。このときに、上述した公開鍵を利用して、送信者のビットコイン・アドレスとの一致や、公開鍵と対になる秘密鍵が利用された電子署名であるかを確認し、その取引の正当性を検証することになる。こうしたトランザクション・データの検証に成功すると、当該トランザクション・データを受信した参加者は、そのデータをさらに他の参加者へと転送し、確認が行われる。これが繰り返されることによりビットコイン・ネットワーク上で広く拡散され、共有されることになる。

したがって、わけても秘密鍵がないと、電子署名を作成することができず、

(29) 岡田・高橋・山崎前掲注1・81頁。

(30) この確認はソフトウェアによって自動的に行われる。武内前掲注20・12頁。

取引の正当性が検証されないため、事実上ビットコインの移転は不可能となるわけである⁽³¹⁾。

④新たなブロックチェーンの形成およびビットコインの新たな取得

こうしたブロックチェーンの作成および検証は複数の参加者によって同時並行的に行われる。そして、ブロックチェーンを整合的に更新するためのマイニングと呼ばれる一定の計算処理の行われるプロセス⁽³²⁾を経て、当該プロセスの集合体であるブロックが形成され⁽³³⁾、当該取引がブロックチェーンに記録される。

⑤取引所の存在

上述したビットコイン取引に照らして考えるならば、ビットコインはあくまでもブロックチェーン上の記録からその存在が推認できるものに過ぎず、個々のビットコインを表象する特定のデータ等は存在しないものであるということが出来る⁽³⁴⁾。したがって、あるアドレスに1ビットコインが存在するといっても、それは、当該アドレスに関して過去にブロックチェーンに記録された全取引を差し引き計算した結果の値が1ビットコインであるということを意味するに過ぎない⁽³⁵⁾。

こうしたことから、ビットコインを保有⁽³⁶⁾しているといっても、紙幣や貨幣のように実体のあるものを占有しているわけでもなければ、債権のように証書

(31) したがって、自分が秘密鍵を有しているか否かが決定的であり、ハッキングなどによって秘密鍵を奪われてしまうと、自分が権利者であることを証明することはほとんど困難になってしまう。法と技術委員会前掲注25・11-12頁。

(32) このプロセスを最も早く終えた者がそれに対する報奨として新たなビットコインを取得できることから、これを鉱山での鉱物資源の採掘になぞらえ、採掘（マイニング）と呼んでいる。

(33) 実際には、1ブロックの形成に約10分要するとされている。末廣前掲注21・75頁。

(34) 武内前掲注20・12頁。

(35) 言わば、ブロックチェーンによって、その差引数値をアドレスごとに確認できるというだけである。同上。

(36) 仮想通貨の「保有」という表現については、片岡前掲注21・13頁。なお、情報に対する支配と法の適用に関する基礎的な考察として、片岡義広「FinTechの現状と法的課題（総論的試論）」NBL1073号14-15頁。

が発行される権利を観念上所有しているわけでもない。さらに言えばブロックチェーンの記録はビットコイン・ネットワークのすべての参加者によって共有されていることから、たとえ秘密鍵を有していても、それを排他的に支配しているということは困難である⁽³⁷⁾。

これらに加えて、そもそも現金その他の資産がビットコインを構成する要素ではないことから、たとえば、あるビットコイン・ネットワークの参加者が自分の保有するビットコインを現金と交換するためには、ビットコインシステムの外でビットコインの購入希望者を探し、ビットコインの交換価格について交渉し、合意に達する必要がある⁽³⁸⁾。もっとも、ビットコインの購入希望者を探すだけでもそれほど容易なことではない。そこで、仮想通貨の売買または仮想通貨の交換、当該行為の媒介等、および仮想通貨取引を行う者の金銭又は仮想通貨の管理を行う仮想通貨交換業者（資金決済法2条7項参照）によって運営される取引所の存在が重要となり、実際、ビットコインをはじめとする多くの仮想通貨の取引が取引所を通して行われている。

この取引の方法には様々なものがあるところ、その一つとして、取引所がビットコインの売却希望者からビットコインを、また、購入希望者から現金をそれぞれ預かる方法がある⁽³⁹⁾。この場合、あるビットコインの売却を希望するネットワークの参加者が、まずは、取引所の管理するビットコイン・アドレス

(37) 東京地判平成27年8月5日（LLI/DB 判例秘書・判例番号 L07030964）では、破産法62条の定める取戻権の行使に関してビットコインに対する所有の判断をするに際し、「ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」として、所有の要素としての排他的支配性を否定している。これに対して、長野聡「仮想通貨と通貨をめぐる法規制の一試論（下）」金法2093号39頁では、秘密鍵を自ら有することで仮想通貨に対する排他的支配を肯定している。片岡前掲注21・13頁も秘密鍵を自らのみが知ることによって、あたかもそれを「占有」するようにその電子情報を支配することができるとして、デファクトとしての排他的支配は可能であるとする。

(38) 小林前掲注24・41頁。

(39) 同上。

へ一定量のビットコインを移転する。そして、当該送付を確認した取引所は、顧客帳簿に当該参加者のビットコイン預かり残高を記録する。また、同様にビットコインの購入希望者は取引所の銀行口座へ現金を送金し、取引所はそれを顧客帳簿に記録する。そして、顧客間の売買が成立すると、それに応じて、売却者のビットコイン残高の減少および現金残高の増加、また、購入者の現金残高の減少およびビットコイン残高の増加を顧客帳簿に記録する⁽⁴⁰⁾。その際、その都度ブロックチェーンに記録する形で購入希望者のアドレスへビットコインを移転するわけではない。あくまでも、ビットコインは取引所が独自に管理するアドレスに保有され、顧客帳簿上で増減処理が行われるだけである⁽⁴¹⁾。そして、秘密鍵の管理は取引所が行うことになる。もっとも、こうした方法は、たとえば取引所が倒産した場合に当該ビットコインの帰属が問題となりうるため、利用者の金銭・仮想通貨と取引所のそれとを分別・管理する義務が仮想通貨交換業者に課されている（資金決済法63条の11）⁽⁴²⁾。なお、ビットコインの保有者が取引所からビットコインの引き出しを求めるときは、取引所は自ら管理するアドレスから秘密鍵を使って、顧客のアドレスにビットコインを移転することになる。

これに対して、上記と同様に取引所の管理するアドレスにビットコインを移転させ、取引が成立した場合には、単に顧客帳簿上の処理を行うだけではなく、購入者のアドレスにビットコインを移転する場合もありうる⁽⁴³⁾。この場合は、移転を受けた購入者が取得したビットコインの秘密鍵を管理することにな

(40) 末廣前掲注21・76頁、小林前掲注24・41-42頁。

(41) その目的として、取引コストの軽減やファイナリティ問題の回避が指摘されている。末廣前掲注21・76頁。

(42) 分別管理の具体的方法については、仮想通貨に関して供託・信託を行うことができないとの制約があることから、金銭についてのみ可能であるとの指摘がある。湯山他前掲注9・71頁。これに対して、武内前掲注20・16頁は、ビットコインは金銭的価値に見積もることのできる積極財産であり、かつ、委託者から移転または分離可能であるとして、信託の対象となりうるものとしている。

(43) この場合は、顧客の専用アドレスのブロックチェーンの記録上のビットコインに関する数値と顧客帳簿上のビットコインの残高が一致することになる。小林前掲注24・42頁。

る。

さらに今一つの方法としては、顧客ごとに専用アドレスを作成せず、かつ顧客間で売買が成立した場合にも、単に顧客帳簿の増減処理を行うだけで、ブロックチェーンとは連関させないで管理する方法もありうる⁽⁴⁴⁾。この場合には、取引所は秘密鍵の管理にまったく関与せず、単に取引の証拠を保管する存在ということになる。

(2) 法的性質

以上のようなビットコインのシステムに照らして、ビットコインの私法上の性質⁽⁴⁵⁾を検討する。

この点、私法上の財産権を考えるに当たり財産法的に考えれば、物権と債権が考えられる。そして、通貨としての貨幣は物権、わけても所有権の対象となる。そこで、仮想通貨をめぐる法律関係については、それを直接かつ排他的に支配する所有権としてその私法上の性質をとらえることが考えられる。しかしながら、所有権についてはその客体となる所有「物」は、有体物であると定められており（民法85条）、実務⁽⁴⁶⁾も民法学の通説も有体性が必要と解しているとされている⁽⁴⁷⁾。そして、ビットコインに関して言えば、上述したように、それ自体観念的な存在に過ぎず、紙幣や貨幣のような直接支配される対象として

(44) 小林・前掲注24・42頁では、ビットコイン取引のコストに鑑みれば、この管理手法を採用する取引所の方が多いのではないかと推測している。また、吉井和明・後藤大輔「いわゆる非中央集権型取引所の概要と取引所に対する差押えに関する一考察」金法2094号27-31頁では、最近注目を集めている非中央集権型取引所では、あくまで利用者が自身のウォレットに関する秘密鍵やウォレット内の仮想通貨を取引所に預託することなく、自らが管理しているとの実態を指摘している。

(45) 長野前掲注37・38頁では、私法上の取扱いとの関係では、盗難、二重譲渡、複製が行われた場合の利用者、発行体の権利関係、無権限者から譲り受けた第三者の地位、善意取得の有無、当事者間に約束がない場合の支払免責、強行法規である民事執行法上の差押え、破産法上の取扱いなどが問題となるとしている。

(46) 最判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁、最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁など参照。

(47) たとえば、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』（弘文堂、2010年）158頁参照。

の有体物は存在しない。また、所有権については排他的支配性が重要な特質として挙げられる⁽⁴⁸⁾。そして、ビットコインに関して言えば、上述のように、事実上、秘密鍵を有する者ののみがその移転をすることができる点に鑑みれば、排他的支配性を肯定するべきであると見解もないわけではない。しかしながら、その排他的支配性が言われるのはトランザクション・データの送信という局面に限られ、上述したように、ブロックチェーン・ネットワークとの関係で考えれば、ネットワークの参加者によって承認されない限り、移転が完結しない点からすると、不十分な排他的支配性しか肯定することができないと言わざるを得ない。したがって、所有権として構成するべきではないと解する⁽⁴⁹⁾。

また、仮想通貨が観念的な存在であること、および、投資の対象や決済手段として用いられることに鑑みるならば、これを一種の債権と構成することも考えられる。しかしながら、債権は特定の者が他の特定の者に対して一定の行為である給付を求める権利であるところ、ビットコインに関して言えば、単なる価値を表象する存在にすぎず、他の者に給付を請求するものではない。移転に関して、他のビットコイン・ネットワークの参加者に取引の承認を求めることになるが、それは取引のプロセスの一部に過ぎず、それがビットコインの目的ではない。また、そもそもビットコインには特定の発行者が存在しないため、「特定の者から」の給付請求としてとらえることも困難である⁽⁵⁰⁾。

このように、仮想通貨は有体物を対象としない観念的存在であり、請求権でもないとする、無体財産権の一種として構成することも考えられる⁽⁵¹⁾。すなわち、ビットコインに関して言えば、秘密鍵と対応するアドレスを通じて、一定数のビットコインを排他的に支配する状態が実現でき、ネットワーク参加者がこの状態をビットコインの「保有」と認めていることから、そのような権利

(48) 四宮 = 能見前掲注47・159頁など参照。

(49) 武内前掲注20・15頁、小林前掲注24・42-43頁。

(50) 末廣前掲注21・74頁参照。

(51) 片岡前掲注21・13頁は、仮想通貨が情報であり、複製も可能であることから、知的財産権に類似していると指摘している。また、土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23巻69頁は、無理があるとしながらも著作物と同様のものとして論じることを試みている。

化に至らない状態が一定の保護の対象となるとするのである。この見解によれば、ビットコインは権利化されないノウハウ等に類似するものととらえることができるとする⁽⁵²⁾。しかしながら、ノウハウとは、技術的知識、経験、秘訣、個人的熟練、秘密方式など様々な意味を有するところ、知的財産法の文脈では、非公知性、有用性があり、秘密として管理されている技術情報であって、ライセンス契約の対象となりうるもの⁽⁵³⁾とされるどころ、確かにビットコイン、そしてブロックチェーン・システムは金融その他の産業で様々な利用されることが期待されているが、工業など本来の意味での産業からは程遠い感がある。また、秘密性についても、秘密鍵の部分に限られ、システムの主要な部分が秘密というわけでもない。こうしたことに鑑みれば、ノウハウそのものではなく、類似したものというにしても今一つ首肯しがたいものを感じざるを得ない。したがって、ビットコインを対象としうる無体財産権は現行法上存在しないと解する⁽⁵⁴⁾。

思うに、仮想通貨は上述のように一種の「財産的価値」（資金決済法2条5項1号）であるものとして認められている。わけてもビットコインは、繰り返しになるが、強制通用力こそないものの、物品の購入などに際しての決済手段となりうるものであるとともに、投資の対象となるものである。こうした点に鑑みれば、ビットコインが法的保護に値する財産的価値である⁽⁵⁵⁾ことには異論がないであろう。そして、仮想通貨は法定通貨でないものの、特定の目的物こそないものの、一定の財産的価値を表象するものであることから、その本質は

(52) 末廣前掲注21・74頁は、ノウハウは保有者が内部に保全管理することでその価値が維持される静的財であるのに対して、仮想通貨は取引対象や決済手段として流通することが価値の前提となる流通財であるため、流通性を基礎づける取引ルールが存在が不可欠とされ、ビットコインの仕組みに対する参加者全員の合意が取引ルールを説明することになるとする。

(53) 木棚照一編『実践知的財産法—制度と戦略入門』（法律文化社、2017年）57、66頁〔石田正泰〕など参照。

(54) 武内前掲注20・16頁。

(55) 森下前掲注3・807頁、同「FinTech法の評価と今後の法制の展開」LIBRA17巻4号25頁、同「FinTechと法的課題」法教440号58頁、片岡前掲注21・13頁、末廣前掲注21・75頁、長野前掲注37・39頁など。

価値を把握する権利である担保物権に近づけて考えることができるのではないかと思われる。また、現金が所有または占有の対象となること⁽⁵⁶⁾に鑑みれば、ビットコインのような仮想通貨についても、そうした物権法のルールにしたがって考えるべきであろう⁽⁵⁷⁾。その上で、権利の帰属⁽⁵⁸⁾や取引⁽⁵⁹⁾などの局面ごとに適切なルールを検討するべきである⁽⁶⁰⁾。

Ⅲ. 仮想通貨に対する差押えの方法について

1. その他の財産権としての執行適格

以上のように、仮想通貨を物権法のルールに従って処理される財産的価値を表象するものとしてとらえることができるならば、金銭執行としての対象という観点からは、その他の財産権（民事執行法167条1項参照）としてとらえることができる⁽⁶¹⁾。法定通貨である紙幣や貨幣であれば動産として扱われるが、観念的な存在である仮想通貨を動産として取り扱うことはできない⁽⁶²⁾。不動産、船舶、動産、債権には該当せず、民事執行法167条1項は執行対象適格のある財産を剩さず拾遺する趣旨であり⁽⁶³⁾、投資や決済手段として用いられる仮

(56) 最判昭和39年1月24日集民71号331頁参照。

(57) 森下前掲注3・807頁は、有体物ではない物の帰属に物権法のルールを適用することは、既にペーパレス化された証券の取引との関係で採用されていると指摘し、また、同前掲注55・25-26頁では有体物でないものについては物権法ルールの対象とはなりえないという考え方は改められるべき時期に来ているように思われると述べられている。片岡前掲注21・13頁も「物権」ないし「準物権」という構造でとらえようとしている。なお、長野前掲注37・38頁は、政策論として、現金相当仮想通貨を日本銀行券や貨幣と同様の扱いとなるようにするべきであるとする。

(58) この点に関し、片岡前掲注21・13頁は所有に準じるものと評価できるとし、長野前掲注37・39頁は、準占有であると構成する。

(59) この点に関し、森下前掲注3・808頁では、仮想通貨に関する当事者間の契約関係により、売買や帰宅と同様に扱うべき場合や、消費寄託と同様に扱うべき場合などを考えていくとの方向を示されている。

(60) 局面ごとに詳細な考察を試みるものとして、片岡前掲注21・13-16頁。なお、本稿は仮想通貨に対する強制執行としての差押えを論じることが主目的であることから、それに必要な限りにおいて、仮想通貨の法的性質を論じるとどめる。

(61) 高松志直「電子マネーおよび仮想通貨に対する強制執行」金法2067号56頁。

仮想通貨については執行対象適格を肯定すべき⁽⁶⁴⁾存在であることに鑑みれば、このように解するのが妥当である。

もっとも、仮想通貨に関する現行法制を見る限り、仮想通貨に対する強制執行の手続が整備されているとは言い難いのも実情である。その手続については、さし当りは債権執行の例によることになる（民事執行法167条1項）。債権執行の手続においては、執行債務者の第三債務者に対する債権を差し押さえ、第三債務者に対しては弁済を、また、執行債務者に対しては弁済の受領を禁じる命令を発令することになる（民事執行法145条1項）。もっとも、ビットコインに関して言えば、発行者や中央管理者的な存在がないため、電子記録債権に対する強制執行（民事執行規則150条の9以下）におけるように、これらを第三債務者と見立てることはできない。また、執行債務者のビットコイン・ネットワークの参加者に対する取引承認要求を債権とし、参加者を第三債務者とするのも、上述のようにビットコインは債権ではないうえ、そうみなすのも現実的ではない。

したがって、観念的な存在に対する強制執行という点でのみ債権執行の例によるということになるのであり、執行裁判所が執行機関となること（民事執行法144条）、差押命令の申立書の記載事項（民事執行規則133条）等についてのみ債権執行の手続により、それ以外の点においては、当該仮想通貨のシステムに対応して手続を行うことになる。特に、ビットコインについては、上述のように、取引所が関与している場合があるため、その取引所の関与形態をも考慮して手続を考察する必要がある、具体的には、秘密鍵を保有しているのが取引所であるか否かで分けて考えることになる。

(62) 仮想通貨の秘密鍵をオフラインで管理するコールドウォレットそのものであれば、動産として動産執行の対象とすることができるが、仮想通貨は従たる権利という関係にはなく、ウォレットに対する差押えの効力が仮想通貨に及ぶと解することは困難である。石井教文「仮想通貨保有者からの債権回収」金法2092号4頁。

(63) 中野貞一郎・下村正明『民事執行法』（青林書院、2016年）770頁。

(64) 同上。

2. 執行債務者が秘密鍵を保有している場合

この場合には、仮想通貨保有者を執行債務者として差押命令を申立てることになる。そして、差押の対象となる仮想通貨の特定に当たっては、実際に複数の仮想通貨が流通していることに鑑み、仮想通貨の種別と数量をもって特定することで足りるものと解される⁽⁶⁵⁾。また、場合によっては包括的差押えをすることにもなる⁽⁶⁶⁾。この差押命令は、執行債務者へ送達されたときにその効力を生じることになる（民事執行法167条3項）。

差し押さえられた仮想通貨の換価に当たって取立てを行う場合、仮想通貨の移転を求めるためには、執行債務者がその保有する秘密鍵を使ってトランザクション・データを送信することが必要となる。執行債務者である仮想通貨保有者の協力が得られるのであれば、仮想通貨の移転を受けて、さらに法定通貨である金銭に換価し、執行債権の満足に充てることになろう⁽⁶⁷⁾。しかしながら、執行債務者がそれを拒否する場合、取立ては困難となる⁽⁶⁸⁾。付随執行として秘密鍵に対する引き渡しを求めることも考えられないでもないが、秘密鍵自体が電子データであって複製も可能であることに鑑みれば、執行債権者が仮想通貨の移転を受ける前に、複製された秘密鍵で移転される可能性もある。

このように、取立てが困難である場合には、譲渡命令または売却命令による換価の方法（民事執行法161条1項）も考えられるが、その場合も秘密鍵がなければ仮想通貨の執行債権者に対する移転ができないことには変わりがない。こうした執行債務者が秘密鍵を保有する場合の換価は、その自発的な開示を受けることができたときを除いて、財産開示手続を行っての再度の執行や間接強制によらざるを得ず、さらに執行債務者がこれに応じる前に仮想通貨を処分してしまえば、実現が困難になるものと思われる⁽⁶⁹⁾。このことは、取引所を介し

(65) 高松前掲注61・57頁は、仮想通貨の種別で足りるとしつつ、動産執行への近接性からは種別の特定すら必要でないとの検討の方向性も理論上ありうるとしている。

(66) 藤井前掲注7・8、9頁参照

(67) 仮想通貨から法定通貨への換価をさらに要する点では、本来の意味での取立てとなることになろう。

(68) 石井前掲注62・4頁。

ない直接取引の場合や取引所のアカウントは利用しない場合だけではなく、取引所が顧客アドレスを通じて取引を管理している場合であっても、秘密鍵の管理を仮想通貨保有者が行う限りにおいて当てはまる⁽⁷⁰⁾。

3. 取引所が秘密鍵を管理している場合

取引所を利用する執行債務者には、上述のように、仮想通貨交換業者である取引所とサービス利用契約を締結し、業者が提供するネットワーク上にアカウントを開設し、その口座に仮想通貨を形式的に移転し、その売買等を行っている場合がある。

執行債務者が仮想通貨を形式的に取引所のアドレスに移転し、取引所が秘密鍵を保有している場合には、執行債務者と取引所とのサービス利用契約関係⁽⁷¹⁾に従い、執行債務者は取引所に対して一種の返還請求権⁽⁷²⁾を有するものと解することができ、利用者である執行債務者が返還を求める場合には、それに応じる返還義務を負うことになる⁽⁷³⁾。そこで、こうした場合には、船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権に対する強制執行（民事執行法143条1項）の例により（民事執行法167条1項）、執行債務者の取引所に対する仮想通貨の返還請求権を差し押さえ、さらに執行債権者が当該請求権を行使することで仮想通貨に対する強制執行を行うことが考えられる⁽⁷⁴⁾。

(69) 高松前掲注61・57頁、石井前掲注62・4頁、吉井・後藤・前掲注44・30頁。

(70) 森下前掲注55・25頁、吉井・後藤前掲注44・29-30頁。

(71) 片岡前掲注21・15頁注13では、管理委託契約とみる。また、高松前掲注61・58頁では、寄託契約または寄託契約類似の無名契約とみる。

(72) 末廣前掲注21・76頁では、取引所システムのアカウントにおける顧客のビットコイン数の増減が、ネットワーク外の合意に基づく顧客の取引所に対するビットコインの返還請求権を表すものと解している。

(73) 堀天子『実務解説資金決済法〔第3版〕』（商事法務、2017年）352頁、石井前掲注62・4頁、藤井前掲注7・7頁。

(74) 高松前掲注61・57頁。なお、石井前掲注62・5頁は、この考え方の背景には、取引所を第三債務者として執行手続に取り込むことにより、債務者による処分を防止できることに対する期待があったことを指摘している。もっとも、取引所の対応はまちまちであり、手続の実効性に影を落としている。

この場合の差押えについては、その他の財産権としての返還請求権が対象となるところ、まずは、当該請求権の基礎となる執行債務者と取引所との契約関係をもってこれを特定することが必要となる⁽⁷⁵⁾。なお、ここでも複数の仮想通貨の取引が行われていることも考えられるため、仮想通貨の種別と量をもって特定するべきであり、場合によっては包括的差押えをすることになろう。この差押命令は、取引所に送達された時にその効力が生じることとなる（民事執行法145条4項）。そして、執行債務者は仮想通貨の返還を求めることができなくなり、また、取引所は執行債務者への仮想通貨の移転が禁じられることになる（民事執行法145条1項）。そのため、取引所としては、提供している仮想通貨のアドレス、アカウント、ウォレット等のサービスを中断ないし停止、あるいは削除することが必要である⁽⁷⁶⁾。

そして、その換価については、上述のように、差押債権者が取引所からアドレス内の仮想通貨の移転を受け、法定通貨である金銭に換価した上で、執行債権の満足に充てるか、または、譲渡命令あるいは売却命令⁽⁷⁷⁾を得て、換価および満足を得ることになろう。

IV. むすびにかえて

以上、仮想通貨に対する強制執行を認める必要性については疑問のないところであり、現行法の枠組みでもこれに対処することが可能ではある。もっとも、上述したように、実際には債務者または第三債務者の抵抗にあった場合に手続の実効性という点で問題があると言わざるを得ない。こうした状態が放置

(75) 高松前掲注61・58頁。上述した仮想通貨に対する差押命令の申立てに際しては、「債務者と第三債務者との間の仮想通貨（資金決済に関する法律第2条第5項）の売買、交換、譲渡、両替、送付、賃貸、管理、寄託等に関する契約に基づいて債務者が第三債務者に対して有する仮想通貨（金銭を含む）」と特定している。藤井前掲注7・7頁。

(76) 藤井前掲注7・8頁。もっとも、上述のケースでは、この点について取引所の協力が得られなかったばかりか、その後、取引所が仮想通貨を他に移転させたこともあり、執行が困難となっている。

(77) 売却命令の場合には、当該取引所において売却して金銭に換価することもできよう。高松同上。

されれば、財産を仮想通貨にして強制執行を免れることを黙認することにつながるおそれがある。さらに、仮想通貨をめぐる取引自体も多様な展開をみせている。来るべきキャッシュレス化社会における法制度に対する信頼を確保するためにも、社会の発展に応じた適時の法改正が必要である⁽⁷⁸⁾。

改正の方向性としては、アメリカのように債務者に対する秘密鍵の開示請求権を定めることも考えられる⁽⁷⁹⁾が、間接強制によって開示を求めるのでは今一つ実効性の点で不安なしとすることができないように思われる。あまり望ましくないことではあるが、民事執行法205条に定める陳述等拒絶の罪に秘密鍵の開示違反の項目を設け、かつ、刑罰の種類を自由刑とするべきであろう⁽⁸⁰⁾。また、第三債務者の執行手続における位置づけについても再検討するべきである。従来、第三債務者は差押債権者と執行債務者との争いに巻き込まれた配慮すべき存在であることが強調されてきたきらいがあるが、強制執行手続の実効性を確保するためにも、第三債務者の具体的な協力義務を法定するべきであろう⁽⁸¹⁾。

—しみず ひろし・東洋大学法学部教授—

(78) 石井前掲注62・5頁、吉井・後藤前掲注44・31頁など。

(79) 長野前掲注37・40頁および当該頁の注38。

(80) 罰金刑では、それを支払っても触法行為をした方が経済的に利得となるとしてあえて法違反を選択する可能性があるため、実効性の観点から自由刑を導入するべきである。強制執行手続に関して自由刑を定めたものとしては、刑法96条から96条の6までに定める刑があり、まったく異質なものを導入するわけではないと思われる。

(81) その前提としては、従来から指摘されていた、債権の準占有者への弁済を認めることによる二重払いの危険の解消など、第三債務者保護の制度を整備するべきことは言うまでもない。